

改正後	現 行
<p>別 紙</p> <p>児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付要綱</p> <p>（通 則）</p> <p>1 略</p> <p>（交付の目的）</p> <p>2 略</p> <p>（交付の対象）</p> <p>3 この補助金は、<u>平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」</u>により、<u>都道府県、指定都市及び中核市が行う事業</u>を交付の対象とする。</p> <p><u>（削除）</u></p>	<p>別 紙</p> <p>児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付要綱</p> <p>（通 則）</p> <p>1 児童環境づくり基盤整備事業費の国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>（交付の目的）</p> <p>2 この補助金は児童手当法（昭和46年法律第73号）第29条の2に規定する児童育成事業として、児童環境づくり基盤整備事業を実施し、児童の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>（交付の対象）</p> <p>3 この補助金は、<u>次の事業</u>を交付の対象とする。</p> <p><u>（1）児童育成事業推進等対策事業</u> <u>平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」</u>の別添1「児童育成事業推進等対</p>

<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>策事業実施要綱」により、都道府県、指定都市、中核市及び市町村が行う事業。</u></p> <p><u>(2) 民間児童館活動事業</u></p> <p><u>平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添2「民間児童館活動事業実施要綱」により、市町村が行う事業（委託に限る。）又は助成する事業に対して、都道府県が補助する事業、指定都市及び中核市が行う事業（委託に限る。）又は助成する事業並びに社会福祉法人等が設置し、行う事業に対して、都道府県、指定都市及び中核市が補助する事業。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(3) 児童福祉施設併設型民間児童館事業</u></p> <p><u>平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添3「児童福祉施設併設型民間児童館事業実施要綱」により、市町村が行う事業（委託に限る。）又は助成する事業に対して、都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業（委託に限る。）又は助成する事業。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(4) 地域子育て環境づくり支援事業</u></p> <p><u>平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添4「地域子育て環境づくり支援事業実施要綱」により、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(5) 地域組織活動育成事業</u></p> <p><u>平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添5「地域組織活動育成事業実施要綱」により、市町村が助成する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が助成する事業。</u></p>

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。
ただし、算定されたそれぞれの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

児童環境づくり基盤整備事業に必要な経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額の範囲内で、厚生労働大臣が必要と認めた額

(削除)

(削除)

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。
ただし、算定されたそれぞれの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 都道府県分

別表の第1欄に定める区分ごとに次のア及びイにより算出された額、次のウにより算出された額の合計額

ア 別表の第1欄の健全育成推進事業費について、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

ウ 別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業費について、第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額の範囲内で、厚生労働大臣が必要と認めた額を交付額とする。

(2) 指定都市・中核市分

別表の第1欄に定める区分ごとに次のアにより算出された額、次のイ及びウにより算出された額の合計額

ア 別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業費について、第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額の範囲内で、厚生労働大臣が必要と認めた額を交付額とする。

イ 別表の第1欄の健全育成推進事業費及び市町村児童環境づくり基盤整備事業費について、第1欄の区分ごとに第2欄に定める基準額と第

(削除)

(削除)

3 欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

ウ イにより選定された額に別表の第4 欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(3) 市町村分（特別区を含み指定都市、中核市を除く。）

別表の第1 欄に定める区分ごとに次のアにより算出された額、次のイ及びウにより算出された額の合計額

ア 別表の第1 欄の児童育成事業推進等対策事業費について、第3 欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額の範囲内で、厚生労働大臣が必要と認めた額を交付額とする。

イ 別表の第1 欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費について、第2 欄に定める基準額と第3 欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを市町村ごとに比較して少ない方の額を選定する。

ウ イにより選定された額に3分の2を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

(4) 社会福祉法人等分

別表の第1 欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費のうち、民間児童館活動事業費について、次のア及びイにより算出された額の合計額

ア 別表の第2 欄に定める基準額と第3 欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを社会福祉法人等ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に3分の2を乗じて得た額と都道府県、指定都市及び中核市が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

(交付の下限)

5 4により算定された補助金の額の合計が、都道府県及び指定都市にあっては100万円、中核市にあっては50万円に満たない場合には交付の決定を行わないものとする。

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(2) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまでは、厚生労働大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

(3) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(5) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(削除)

(交付の下限)

5 4により算定された補助金の額の合計が、都道府県及び指定都市にあっては100万円、中核市にあっては50万円、市町村（特別区を含む。）にあっては10万円に満たない場合には交付の決定を行わないものとする。

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 直接補助事業に係る場合

ア 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

イ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまでは、厚生労働大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

ウ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

エ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

オ 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(2) 間接補助事業に係る場合

ア 都道府県又は指定都市若しくは中核市が市町村若しくは社会福祉法人等に対して間接補助金を交付する場合には、(1)のオからオに掲げ

る条件（ただし、社会福祉法人等については、オの条件にかえ「事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。」の条件を加える。）を付さなければならない。この場合において（1）のア及びウ中「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長」と、（1）のイ中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長の承認」と（1）のウ中「国庫」とあるのは、「都道府県又は指定都市若しくは中核市」と読み替えるものとする。

イ 都道府県又は指定都市若しくは中核市は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく市町村若しくは社会福祉法人等に交付しなければならない。

ウ 間接補助事業者から財産の処分により収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

（3）補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式11により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

（6）補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式5により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、毎年度5月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(削除)

(削除)

(変更申請手続)

8 (略)

(申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 都道府県が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業及び健全育成推進事業、市町村及び社会福祉法人等が行う別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費に対して、都道府県が補助する事業、指定都市及び中核市が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業、健全育成推進事業及び市町村児童環境づくり基盤整備事業費並びに社会福祉法人等が行う別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費に対して、指定都市及び中核市が補助する事業

都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、毎年度5月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) 市町村が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業

ア 市町村長は、別紙様式4による申請書に関係書類を添えて、毎年度5月末日までに都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの申請書を取りまとめ、別紙様式6による進達書を添えて、厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、毎年度1月末日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

9 (略)

(補助金の概算払)

10 (略)

(実績報告)

11 この補助金の実績報告は、事業完了後、1か月を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに別紙様式4による報告書に関係書類を添えて、厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(削除)

(削除)

(交付決定までの標準的期間)

9 国は、交付申請書が到達した日から起算して原則として90日以内に交付の決定を行うものとする。

(補助金の概算払)

10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

11 この補助金の実績報告は、次により行うものとする。

(1) 都道府県が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業及び健全育成推進事業、市町村及び社会福祉法人等が行う別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費に対して、都道府県が補助する事業、指定都市及び中核市が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業、健全育成推進事業及び市町村児童環境づくり基盤整備事業費並びに社会福祉法人等が行う別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費に対して、指定都市及び中核市が補助する事業

都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、事業完了後、1か月を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに別紙様式8による報告書に関係書類を添えて、厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) 市町村が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業

ア 市町村長は、事業完了後、1か月を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに別紙様式9による報告書を都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの報告書を取りまとめ、別紙様式10による進達書を添えて、厚生労働大臣に提出するものとする。

(補助金の返還)

12 (略)

(その他)

13 (略)

(補助金の返還)

12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

13 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

(削除)

別表

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
児童の健全育成に必要な経費	推進等対策事業費 1 児童育成事業推進等対策事業 (1) 都道府県、指定都市及び中核市に対し 厚生労働大臣が認めた額 (2) 市区町村に対し厚生労働大臣が認めた額	児童育成事業推進等対策事業に必要な経費	定額
	2 民間児童館活動事業費 (1) 児童館 民間児童館活動事業実施要綱の3(1)～ (4)に掲げる事業のうち2事業以上を実施 1か所当たり年額 1,799,000円×か所数 (ただし、事業期間が6か月未満の小型 児童館にあつては、1か所当たり899,000 円とする) (2) 児童センター 民間児童館活動事業実施要綱の3(1)～ (4)に掲げる事業のうち2事業以上を実施 1か所当たり年額 2,968,000円×か所数 (ただし、事業期間が6か月未満の児童 センターにあつては、1か所当たり 1,484,000円とする)	民間児童館活動事業に必要な経費(給料、職員手当、共済費を除く。)	1/3
	3 児童福祉施設併設型民間児童館事業費 1か所当たり年額 9,999,000円×か所数 (ただし、事業期間が6か月未満の児童福祉 施設併設型民間児童館にあつては、1か所当 たり4,995,000円とする)	児童福祉施設併設型民間児童館事業に必要な経費	1/3

(削除)

地域子育て支援に必要な経費	健全育成推進事業費	4 地域子育て環境づくり支援事業費 都道府県、指定都市、中核市1か所当たり 年額 935,000円	地域子育て環境づくり支援事業に必要な経費	1/3
	市町村児童環境づくり 基盤整備事業費	5 地域組織活動育成事業費 1か所当たり年額 189,000円×組織数	地域組織活動育成事業に必要な経費	1/3

別添様式1

平成 年度児童福祉及び基礎整備事業費国庫補助金申請書

(都道府県・指定都市・中核市名)

厚生労働省所管		年金特別会計		児童手当及び子ども手当勘定						地方公共団体		備考
歳出予算科目	交付決定額 円	補助率	歳入		歳出		うち		うち			
			科目	予算現額 円	収入済額 円	科目	予算現額 円	国庫補助金相当額 円	支出済額 円	国庫補助金相当額 円		
(項) 児童育成事業費 (目) 児童育成事業費補助金 (積算内訳)												
(注) 1 「地方公共団体の科目」は、国の歳出予算科目の区分に対応する部分まで区分すること。 2 「予算現額は、当初予算額、修正予算額、予備費支出額、流用増△減額等の区分を明記すること。												

(1)児童の健全育成に必要な経費
児童育成事業推進等対策事業費
市町村児童環境づくり基礎整備事業費
(2)地域子育て支援に必要な経費
健全育成推進事業費
市町村児童環境づくり基礎整備事業費

別添様式1

平成 年度児童福祉及び基礎整備事業費国庫補助金申請書

(都道府県・指定都市・中核市名)

厚生労働省所管		年金特別会計		児童手当及び子ども手当勘定						地方公共団体		備考
歳出予算科目	交付決定額 円	補助率	歳入		歳出		うち		うち			
			科目	予算現額 円	収入済額 円	科目	予算現額 円	国庫補助金相当額 円	支出済額 円	国庫補助金相当額 円		
(項) 児童育成事業費 (目) 児童育成事業費補助金 (積算内訳) <u>児童環境づくり基礎整備事業</u>												

(注) 1 「地方公共団体の科目」は、国の歳出予算科目の区分に対応する部分まで区分すること。
2 「予算現額は、当初予算額、修正予算額、予備費支出額、流用増△減額等の区分を明記すること。

別紙様式 2

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長

印

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金の交付申請について

標記の国庫補助金に係る事業について、次のとおり関係書類を添えて申請する。

- 1 国庫補助金申請額 金 円
- 2 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額表（別表 1）
- 3 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金事業計画書（別表 2）
- 4 添付書類
当該事業に関する歳入歳出予算書抄本

別紙様式 2

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長

印

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金の交付申請について

標記の国庫補助金に係る事業について、次のとおり関係書類を添えて申請する。

- 1 国庫補助金申請額 金 円
- 2 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額総括表（別表 1）
- 3 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額内訳表（別表 2）
- 4 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金事業計画書（別表 3）
- 5 添付書類
当該事業に関する歳入歳出予算書抄本

別紙様式 3

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長

印

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金の変更交付申請について

標記の国庫補助金に係る事業について、次のとおり事業内容を変更したいので関係書類を添えて申請する。

- 1 国庫補助金申請額 金 円
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由
- 4 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額表（別表 1）
- 5 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金事業計画書（別表 2）
- 6 添付書類

当該事業に関する歳入歳出予算書抄本

別紙様式 3

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長

印

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金の変更交付申請について

標記の国庫補助金に係る事業について、次のとおり事業内容を変更したいので関係書類を添えて申請する。

- 1 国庫補助金申請額 金 円
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由
- 4 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額総括表（別表 1）
- 5 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額内訳表（別表 2）
- 6 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金事業計画書（別表 3）
- 7 添付書類

当該事業に関する歳入歳出予算書抄本

別表1

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額総括表

区 分	国 庫 補 助 基 本 額	要 国 庫 補 助 額	備 考
	万円	万円	
(1)児童の健全育成に必要な経費			
児童育成事業推進等対策事業費			
市町村児童環境づくり基盤整備事業費			
小 計			
(2)地域子育て支援に必要な経費			
健全育成推進事業費			
市町村児童環境づくり基盤整備事業費			
小 計			
合 計			

(注) 別表2の各表に記載された数値と符合するに。

別表1

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額表

対 象	総 費		基 準 額 ④	国庫補助基本額 (③と④を比較して少 ない方の額)⑤	要 国 庫 補 助 額 ⑥	備 考
	交付金その他 の収入額 ②	差 引 額 (①-②)三③				
支出予定額①	万円	万円	万円	万円	万円	
日	日	日	日	日		

別表2

平成 年 市 児童福祉施設を以て其施設を事業用国庫補助金所要額内附表

1 都道府県分

(1) 児童育成施設推進特別費事業費

都道府県名	対象経費		国庫補助基本額要国庫庫補助額	備考
	支出予定額①	交付金その額の差引②(①-②)③		
	円	円	円	
	円	円	円	

(2) 健全育成推進事業費(地域子育て支援経費)

都道府県名	対象経費		国庫補助基本額要国庫庫補助額	備考
	支出予定額①	交付金その額の差引②(①-②)③		
	円	円	円	
	円	円	円	※地域子育て支援特別費

(削除)

別表3
平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費補助金事業計画書

1 都道府県分

(1) 児童育成事業推進等対策事業費

事業実施内容	
(注) 参考となる資料があれば添付してください。	

別表2

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金事業計画書

事業実施内容	
(注) 参考となる資料があれば添付してください。	

(2)健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要経費)

区 分	事 業 実 施 内 容	備 考
地域子育て環境づくり支援事業		

(削除)

2 指定都市・中核市分

(1) 児童育成事業推進等対策事業費

事業実施内容	

(注) 参考となる資料があれば添付してください。

(削除)

(2) 健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要な経費)

区分	事業実施内容	備考
地域子育て環境づくり支援事業		

(削除)

(3) 市町村児童環境づくり基盤整備事業費
ア 民間児童館活動事業費

2 児童館

指定都市：中核市名	運営主体	児童厚生施設名	事業月数 か月	実施数		備考
				事業数	選択事業	
合 社		か所			了 了 了 了 了 事業 事業 事業 事業	

(注) 実施事業欄に次のとおり記入のこと。

- ① 事業数欄：実施する予定の事業数を記入すること
② 選択事業欄：下記の「略号」を記入すること

自然体験活動事業→ア、子どもボランティア育成支援事業→イ、児童健全育成相談支援事業→ウ、年長児童等来館促進事業→エ

3 児童センター

指定都市：中核市名	運営主体	児童厚生施設名	事業月数 か月	実施数		備考
				事業数	選択事業	
合 社		か所			了 了 了 了 了 事業 事業 事業 事業	

(注) 実施事業欄に次のとおり記入のこと。

- ① 事業数欄：実施する予定の事業数を記入すること
② 選択事業欄：下記の「略号」を記入すること

自然体験活動事業→ア、子どもボランティア育成支援事業→イ、児童健全育成相談支援事業→ウ、年長児童等来館促進事業→エ

(削除)

1 児童福祉施設提供型民間児童館事業費

a 実施概要

指定都市・中核市名	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	備考
			か月	
合 計	加所			

(削除)

h 施設の詳細

(1) 児童福祉施設の概要

名 称	施 設 種 別	児童福祉施設で行う事業(実施する事業に○印)			備 考
		延長保育等 特別保育事業	児童家庭支 援センター	ショート ステイ トピアサイト ステイ	

(2) 児童館の概要

名 称	社会福祉士 人	職 員 の 配 置		備 考
		保育士 人	児童の数は を指導する者 人	

(3) 放課後児童健全育成事業

放課後児童クラブの名称	年 間 開 設 日 数	開 設 時 間 数 時間	児 童 数		そ の 地	社 数	備 考
			小学1 ~3年生	小学4 ~6年生			

(4) 地域児童育成活動支援事業

事業 業	実施の有無
相談事業	-----
啓発活動・福祉サークル利用の推進等	-----
地域住民による自主的活動の支援等	-----
関係機関等への連絡・協力	-----
地域行事への連携	-----
その他の事業	-----

(5) 児童健全育成特別事業

事業 業	実施の有無
子育て支援	-----
児童年齢上の交流	-----
引きこもり・不登校等児童に対する支援	-----
児童虐待防止事業の推進	-----
その他の事業	-----

(注) 1 (3) の開設時間数欄には、1日の平均開設時間数を記入すること。
 2 (4)、(5)の実施の有無欄には、実施する事業に○印を記入すること。

(削除)

ウ 地域組織活動育成事業費

実施市名	地域組織名	会員数	活動の拠点となる児童厚生施設 または公共施設名	備考
		人		
合計	か所			

(削除)

(削除)

3 市町村分

(1) 市町村児童環境づくり基盤整備事業費

ア 民間児童館活動事業費

a 児童館

設置主体 (市町村名)	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	実施事業		備 考
				事業数	選択事業	
			か月			
小 計		か所			ア 事業 イ 事業 ウ 事業 エ 事業	
小 計		か所			ア 事業 イ 事業 ウ 事業 エ 事業	
合 計 (市町村)		か所			ア 事業 イ 事業 ウ 事業 エ 事業	

(注) 実施事業欄に次のとおり記入のこと。

① 事業数欄：実施する予定の事業数を記入すること

② 選択事業欄：下記の「略号」を記入すること

自然体験活動事業→ア、子どもボランティア育成支援事業→イ、児童健全育成相談支援事業→ウ、年長児童等来館促進事業→エ

b 児童センター

設置主体 (市町村名)	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	実施事業		備 考
				事業数	選択事業	
			か月			
小 計		か所			ア 事業 イ 事業 ウ 事業 エ 事業	
小 計		か所			ア 事業 イ 事業 ウ 事業 エ 事業	
合 計 (市町村)		か所			ア 事業 イ 事業 ウ 事業 エ 事業	

(注) 実施事業欄に次のとおり記入のこと。

① 事業数欄：実施する予定の事業数を記入すること

② 選択事業欄：下記の「略号」を記入すること

自然体験活動事業→ア、子どもボランティア育成支援事業→イ、児童健全育成相談支援事業→ウ、年長児童等来館促進事業→エ

1 児童福祉施設併設型民間児童館事業費

a 実施概要

設置主体	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	備考
			か月	
小計		か所		
小計		か所		
合計		か所		

(削除)

b 施設の概要

(1) 児童福祉施設の概要

名 称	施 設 種 別	児童福祉施設で行う事業(実施する事業に○印)				備 考
		延長保育等 特別保育事業	児童家庭支 援センター	ショート ステイ	トワイライト ステイ	

(2) 児童館の概要

名 称	社 会 福 祉 士	職 員 の 配 置			備 考
		保 育 士	児童の遊び を推進する者	児童指導員	
	△	△	△	△	

(3) 放課後児童健全育成事業

放課後児童クラブの名称	年 間 開 設 日 数	開 設 時 間 数 時間	児 童		そ の 他	社 員	備 考
			小学1 ~9年生	小学4 ~6年生			

(4) 地域児童育成活動支援事業

相談事業	実施の有無
啓発活動・福祉サービスの利用の調整等	
地域住民による自主的活動の支援等	
関係機関等への連絡・協力	
地域行事上の連携	
その他の事業	

(5) 児童健全育成特別事業

事 業	実施の有無
子育て支援	
養育施設との交流	
引きこもり不登校等児童に対する支援	
思春期児童の養育の支援	
その他の事業	

(注) 1 (3) の開設時間数欄には、1日の平均開設時間数を記入すること。
2 (4)、(5)の実施の有無欄には、実施する事業に○印を記入すること。

(削除)

4 社会福祉法人等分
 市町村児童環境づくり基盤整備事業費
 民間児童館活動事業費

a 児童館

市町村名	設置主体	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	実施事業		備考
					事業数	選択事業	
				か月			
合計			か所			ア イ ウ エ 事業 事業 事業 事業	

(注) 実施事業欄に次のとおり記入のこと。

- ① 事業数欄： 実施する予定の事業数を記入すること
- ② 選択事業欄： 下記の「略号」を記入すること

自然体験活動事業→ア、子どもボランティア育成支援事業→イ、児童健全育成相談支援事業→ウ、年長児童等来館促進事業→エ

b 児童センター

市町村名	設置主体	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	実施事業		備考
					事業数	選択事業	
				か月			
合計			か所			ア イ ウ エ 事業 事業 事業 事業	

(注) 実施事業欄に次のとおり記入のこと。

- ① 事業数欄： 実施する予定の事業数を記入すること
- ② 選択事業欄： 下記の「略号」を記入すること

自然体験活動事業→ア、子どもボランティア育成支援事業→イ、児童健全育成相談支援事業→ウ、年長児童等来館促進事業→エ

(削除)

(削除)

別紙様式 4

番 号

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

市町村長

印

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金の交付申請について

標記の国庫補助金に係る事業について、次のとおり関係書類を添えて申請する。

- 1 国庫補助金申請額 金 _____ 円
- 2 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額調書 (別表 1)
- 3 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金事業計画書 (別表 2)
- 4 添付書類
当該事業に関する歳入歳出予算書抄本

(削除)

別紙様式 5

番 号

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

市町村長

印

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金の変更交付申請について

標記の国庫補助金に係る事業について、次のとおり事業内容を変更したいので関係書類を添えて申請する。

1 国庫補助金申請額 金 _____ 円

2 変更の内容

3 変更の理由

4 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額調書（別表1）

5 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金事業計画書（別表2）

6 添付書類

当該事業に関する歳入歳出予算書抄本

平成 年地方自治体等交付金等関係事務の決算状況

市町村名	基 礎 事 業 費 等 支 出 額	計			基 礎 事 業 費 等 支 出 額	国庫補助基本額 に③と④を比較して少 ない方の額(⑤)	国庫補助額	差 越 額
		支出予定額①	交付金その他②	差引額 (①-②)三③				
	国庫補助事務費等交付金	日	日	日	日	日	日	日

(削除)

別表2

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費補助金事業計画書

児童育成事業推進等対策事業

事業実施内容	

(注) 参考となる資料があれば添付してください。

(削除)

(削除)

別紙様式 6

番 _____ 号

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

印

平成 _____ 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金の交付申請に関する進達について

標記について、管内市町村長から申請があったので、取りまとめて進達する。

1 国庫補助金申請額 _____ 金 _____ 円

2 平成 _____ 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金市町村別所要額調書（別表）

3 市町村別補助金交付申請書

(削除)

別紙様式 7

番 号

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

印

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金の変更申請に関する進達について

標記について、管内市町村長から申請があったので、取りまとめて進達する。

1 国庫補助金申請額 金 円

2 変更の内容

3 変更の理由

4 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金市町村別所要額調書 (別表)

5 市町村別補助金交付申請書

別紙様式 4

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長

印

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金の実績報告について

標記の国庫補助金に係る事業の実績について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金収支精算額表（別表 1）
- 2 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金に係る事業実施状況（別表 2）

3 添付書類

当該事業に関する歳入歳出決算書（又は見込書）抄本

別紙様式 8

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長

印

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金の実績報告について

標記の国庫補助金に係る事業の実績について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金収支精算額総括表（別表 1）
- 2 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金収支精算額内訳表（別表 2）
- 3 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金に係る事業実施状況（別表 3）

4 添付書類

当該事業に関する歳入歳出決算書（又は見込書）抄本

別表2

平成 年 年度 環境省より提供された事業費(国庫補助金積算額内訳表)

1 都道府県分

(1) 児童育成事業(児童手当)の事業費

都道府県名	対象経費			国庫補助基本額 ④(③と④比較して) ない方の額)⑤	国庫補助額 ⑥	注
	支出額 ①	交付金 の額 ②	差引額 ③ (②-①)			
	円	円	円	円	円	

(2) 健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要経費)

都道府県名	対象経費			国庫補助基本額 ④(③と④比較して) ない方の額)⑤	国庫補助額 ⑥	注
	支出額 ①	交付金 の額 ②	差引額 ③ (②-①)			
	円	円	円	円	円	※地域子育て環境づくり事業費

(削除)

別添2
平成 年 年度児童福祉及び高齢者福祉事業費国庫補助金積算額内訳表
2 指定都市・中核市等

(1) 児童育成施設等に対する事業費

指定都市名	対外経費		国庫補助基本額	国庫補助額	⑥ 備
	要 支 出 額 ① 円	対任金子の他の 要 支 出 額 ② 円			
			(1) 歳 入 額 円	(2) 歳 入 額 円	
			(3) 対外経費 の要 支 出 額 円	(4) 歳 入 額 円	

(2) 健全育成施設等事業費(地域子育て支援に必要経費)

指定都市名	対外経費		国庫補助基本額	国庫補助額	⑥ 備
	要 支 出 額 ① 円	対任金子の他の 要 支 出 額 ② 円			
			(1) 歳 入 額 円	(2) 歳 入 額 円	
			(3) 対外経費 の要 支 出 額 円	(4) 歳 入 額 円	

※地域子育て支援費事業

(3) 市町村児童福祉及び高齢者福祉事業費(児童の健全育成に必要経費)

指定都市名	区 分	対外経費		国庫補助基本額	国庫補助額	⑥ 備
		要 支 出 額 ① 円	対任金子の他の 要 支 出 額 ② 円			
	民間児童福祉活動事業費					(1) 小児保健費 円 25、事業費補助期間の月末迄 1ヵ所
	児童福祉施設等施設利用促進事業費					(2) 児童センター事業費補助期間の月末迄 1ヵ所 円 25、事業費補助期間の月末迄 1ヵ所
	児童福祉施設等施設利用促進事業費					要国庫補助額③の内訳 円 民間児童福祉施設事業費 円 25、小児保健費 円 25、児童センター 円 児童福祉施設等施設利用促進事業費 円
	合 計					

(4) 市町村児童福祉及び高齢者福祉事業費(地域子育て支援に必要経費)

指定都市名	対外経費		国庫補助基本額	国庫補助額	⑥ 備
	要 支 出 額 ① 円	対任金子の他の 要 支 出 額 ② 円			
			(1) 歳 入 額 円	(2) 歳 入 額 円	
			(3) 対外経費 の要 支 出 額 円	(4) 歳 入 額 円	

※地域子育て支援費事業

(削除)

4.社会福祉法人等分

(1) 市町村児童福祉施設提供事業

社会福祉法人等名称	区 分	実 支 出 額 (1)	対経費			費 定 額 (2)・(4)を比較して 少ない方の額 (5)	16×2/3 (6)	児童福祉施設 提供額 (8)・(7)を比較して 少ない方の額 (9)	要 望 額 (10)	備 考
			経 費 額 (3)	引 当 額 (4)	繰 越 額 (5)					
〇〇法人 民間児童福祉施設事業		円	円	円	円	円	円	円	円	(1)小児医療 25、事業実施期間の日本橋 小所 (2)児童センター 25、事業実施期間の日本橋 小所
△△法人 民間児童福祉施設事業		円	円	円	円	円	円	円	円	(1)小児医療 25、事業実施期間の日本橋 小所 (2)児童センター 25、事業実施期間の日本橋 小所
社 法		円	円	円	円	円	円	円	円	要 望 額 額 額 (10) 円 円 円 小児医療 児童センター 児童センター

(削除)

別表3

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費補助金にかかる事業実施状況

1 都道府県分

(1)児童育成事業推進等対策事業費

事業実施内容	

(注) 参考となる資料があれば添付してください。

別表2

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金に係る事業実施状況

事業実施内容	

(注) 参考となる資料があれば添付してください。

(2) 健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要な経費)

区 分	事 業 費 使 途 内 容	備 考
地域子育て環境づくり支援事業		

(削除)

2 指定都市・中核市分

(1) 児童育成事業推進等対策事業費

事業実施内容	

(注) 参考となる資料があれば添付してください。

(削除)

(2) - 2健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要な経費)

区 分	事 業 実 施 内 容	備 考
地域子育て環境づくり支援事業		

(削除)

(3) 市町村児童環境づくり基盤整備事業費
ア 民間児童館活動事業費

a 児童館

指定都市：中核市名	運営主体	児童厚生施設名	事業月数 か月	実施事業		備 考
				事業数	選択事業	
合 社		か所			了 了 了 了 了 事業 事業 事業 事業	

(注) 実施事業欄に次のとおり記入のこと。

- ① 事業数欄：実施する予定の事業数を記入すること
② 選択事業欄：下記の「略号」を記入すること

自然体験活動事業→ア、子どもボランティア育成支援事業→イ、児童健全育成相談支援事業→ウ、年長児童等来館促進事業→エ

b 児童センター

指定都市：中核市名	運営主体	児童厚生施設名	事業月数 か月	実施事業		備 考
				事業数	選択事業	
合 社		か所			了 了 了 了 了 事業 事業 事業 事業	

(注) 実施事業欄に次のとおり記入のこと。

- ① 事業数欄：実施する予定の事業数を記入すること
② 選択事業欄：下記の「略号」を記入すること

自然体験活動事業→ア、子どもボランティア育成支援事業→イ、児童健全育成相談支援事業→ウ、年長児童等来館促進事業→エ

(削除)

1 児童福祉施設併設型民間児童館事業費

a 実施概要

指定都市・中核市名	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	備考
合 計		加所		

(削除)

h 施設の概要

(1) 児童福祉施設の概要

名 称	施 設 種 別	児童福祉施設で行う事業(実施する事業に○印)			その他の事業	備 考
		延長保育等 特別保育事業	児童家庭支 援センター	ショート ステイ		

(2) 児童館の概要

名 称	社会福祉士 A	職 員 の 配 置		備 考
		保育士 A	児童の遊び を推進する者 A	

(3) 放課後児童健全育成事業

放課後児童クラブの名称	年 間 開 設 日 数	開 設 時 間 数 時間	児 童		そ の 他	備 考
			小学1 ~3年生	小学4 ~6年生		

(4) 地域児童育成活動支援事業

事業 業	実施の有無
相談事業	
緊急活動・福祉サービス利用の訓練等	
地域住民による自主的活動の支援等	
関係機関等への連絡・協力	
地域行事への連携	
その他の事業	

(5) 児童健全育成特別事業

事業 業	実施の有無
子育て支援	
親子間・兄弟間の交流	
引きこもり・不登校等児童に対する支援	
児童期児童の養育の支援	
その他の事業	

(注) 1 (3) の開設時間数欄には、1日の平均開設時間数を記入すること。
2 (4)、(5)の実施の有無欄には、実施する事業に○印を記入すること。

(削除)

ウ 地域組織活動育成事業費

実施市名	地域組織名	会員数	活動の拠点となる児童厚生施設 または公共施設名	備考
		人		
合 計	か所			

(削除)

(削除)

3 市町村分

(1) 市町村児童環境づくり基盤整備事業費

ア 民間児童館活動事業費

a 児童館

設置主体 (市町村名)	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	実施事業		備考
				事業数	選択事業	
			か月			
小 計		か所			ア 事業 イ 事業 ウ 事業 エ 事業	
小 計		か所			ア 事業 イ 事業 ウ 事業 エ 事業	
合 計 (市町村)		か所			ア 事業 イ 事業 ウ 事業 エ 事業	

(注) 実施事業欄に次のとおり記入のこと。

① 事業数欄 : 実施する予定の事業数を記入すること

② 選択事業欄 : 下記の「略号」を記入すること

自然体験活動事業→ア、子どもボランティア育成支援事業→イ、児童健全育成相談支援事業→ウ、年長児童等来館促進事業→エ

b 児童センター

設置主体 (市町村名)	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	実施事業		備考
				事業数	選択事業	
			か月			
小 計		か所			ア 事業 イ 事業 ウ 事業 エ 事業	
小 計		か所			ア 事業 イ 事業 ウ 事業 エ 事業	
合 計 (市町村)		か所			ア 事業 イ 事業 ウ 事業 エ 事業	

(注) 実施事業欄に次のとおり記入のこと。

① 事業数欄 : 実施する予定の事業数を記入すること

② 選択事業欄 : 下記の「略号」を記入すること

自然体験活動事業→ア、子どもボランティア育成支援事業→イ、児童健全育成相談支援事業→ウ、年長児童等来館促進事業→エ

1 児童福祉施設併設型民間児童館事業費

a 実施概要

設置主体	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	備考
			か月	
小計		か所		
小計		か所		
合計		か所		

(削除)

h. 施設の概要

(1) 児童福祉施設の概要

名 称	施 設 種 別	児童福祉施設で行う事業(実施する事業に○印)			その他の事業	備 考
		延長保育等 特別保育事業	児童家庭支 援センター	ショート ステイ		

(2) 児童館の概要

名 称	職 員 の 配 置			備 考
	社会福祉士	保育士	児童の遊び を指導する者	
	人	人	人	

(3) 放課後児童健全育成事業

放課後児童クラブの名称	年間 開 校 日 数	開設時間数 時間	児 童		そ の 他	社 員	備 考
			小学1 ~3年生	小学4 ~6年生			
	日	時間					

(4) 地域児童育成活動支援事業

担 当 事 業	実 施 の 有 無
相談事業	
啓発活動・福祉サービス利用の調整等	
地域住民による自主的活動の支援等	
関係機関等への連絡・協力	
地域行事への連携	
その他の事業	

(5) 児童健全育成特別事業

子育て支援 事業	実 施 の 有 無
児童館原との交流	
引きこもり・不登校児童児童に対する支援	
思春期児童の養育の支援	
その他の事業	

(注) 1 (3) の開設時間数欄には、1日の平均開設時間数を記入すること。
2 (4) (5)の実施の有無欄には、実施する事業に○印を記入すること。

(削除)

4 社会福祉法人等分
市町村児童環境づくり基盤整備事業費
民間児童館活動事業費

a 児童館

市町村名	設置主体	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	実施事業		備考
					事業月数	選択事業	
				か月			
会 社			か所			ア イ ウ エ 事業 事業 事業	

(注) 実施事業欄に次のとおり記入のこと。

① 事業数値：実施する予定の事業数を記入すること

② 選択事業欄：下記の「略号」を記入すること

自然体験活動事業→ア、子どもボランティア育成支援事業→イ、児童健全育成相談支援事業→ウ、年長児童等来館促進事業→エ

b 児童センター

市町村名	設置主体	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	実施事業		備考
					事業月数	選択事業	
				か月			
会 社			か所			ア イ ウ エ 事業 事業 事業	

(注) 実施事業欄に次のとおり記入のこと。

① 事業数値：実施する予定の事業数を記入すること

② 選択事業欄：下記の「略号」を記入すること

自然体験活動事業→ア、子どもボランティア育成支援事業→イ、児童健全育成相談支援事業→ウ、年長児童等来館促進事業→エ

(削除)

(削除)

別紙様式 9

番 号

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

市 町 村 長

印

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金の実績報告について

標記の国庫補助金に係る事業の実績について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

1 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金精算額調書（別表 1）

2 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金に係る事業実績状況（別表 2）

3 添付書類

当該事業に関する歳入歳出決算書（又は見込書）抄本

別表1

平成 年度自前年度より繰越前年度事業費補助金繰越額明細書

市町村名	事業費目名	対象経費			進捗率 ④	国庫補助基本額より 少額以上の額 ⑤	国庫補助額 ⑥	交付決定額 ⑦	受入済 額 ⑧	繰越引当不足額 ⑨＝⑧－⑦
		総額 ①	差引 ②＝①－③	差引 ③						
	国庫前年度事業費繰越金等	円	円	円	円	円	円	円	円	円

(削除)

別表2

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費補助金に係る事業実施状況

児童育成事業推進等対策事業

事業実施内容	

(注) 参考となる資料があれば添付してください。

(削除)

(削除)

別紙様式10

番 _____ 号

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

印

平成 ____ 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金の実績報告に関する進達について

標記について、管内市町村長から事業実績報告書の提出があったので、取りまとめて進達する。

1 国庫補助金精算額 金 _____ 円

2 平成 ____ 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金市町村別精算額調書（別表）

3 市町村別補助金事業実績報告書

別表

平成 年度児童福祉費等(児童福祉施設整備事業費補助金精算額調書(児童育育事業推進等)採事業費)

児童福祉施設名 _____

市町村名	対象経費			国産補助基本額 ④、②と④を比較して 少ない方の額⑤	要国産補助額⑥	交付法定額⑦	受入遊⑧	繰差引繰△不足額(⑧-⑥)⑨
	繰差 差費 ① 円	支出金その他の ② 円	引 (①-②)= ③ 円					
合 計								

(削除)

別紙様式 5

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長

印

平成 年度消費税及び地方消費税仕入れ控除税額報告書

平成 年 月 日 第 号により交付決定のあった児童環境づくり基盤整備
事業費国庫補助金について、交付要綱 6 (6) の規定に基づき、下記のとおり報告する。

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 15 条に基づく額の確定額

又は事業実績報告額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入

控除額（要国庫補助金等返還相当額）

金 円

(注) 別添参考となる書類（2の金額の積算内訳等）

別紙様式 11

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
市町村長

印

平成 年度消費税及び地方消費税仕入れ控除税額報告書

平成 年 月 日第 号により交付決定のあった児童環境づくり基盤整備事業
費補助金について、交付要綱 6 (3) の規定に基づき、下記のとおり報告する。

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 15 条に基づく額の確定額

又は事業実績報告額

児童育成事業推進等対策事業	金	円
民間児童館活動事業	金	円
児童福祉施設併設型民間児童館事業	金	円
地域子育て環境づくり支援事業	金	円
地域組織活動育成事業	金	円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入

控除額（要国庫補助金等返還相当額）

児童育成事業推進等対策事業	金	円
民間児童館活動事業	金	円
児童福祉施設併設型民間児童館事業	金	円
地域子育て環境づくり支援事業	金	円
地域組織活動育成事業	金	円

(注) 別添参考となる書類（2の金額の積算内訳等）

